

ハッ場ダム住民訴訟通信-21

06.10.04 発行

第9回ハッ場ダム裁判迫る。行政の傲慢と怠慢をしっかりと傍聴しましょう。

日時：10月24日(火) 午前11時30分～ 場所：水戸地方裁判所

今回、原告である私たちは「環境破壊」準備書面をもってハッ場ダムの不法性を訴えます。ハッ場ダムは、本体工事のほかに国道・県道・JR 吾妻線を水没させないため 100メートル近くズリ上げます。その長さはそれぞれに 10 数キロ、V 字形の渓谷の両岸は見るも無残に削り取られ、掘削されています。また水没住民の地域社会を守るという名目でズリ上げ造成された住宅地も、販売価格が保証金とほぼ同額であり、住宅を建てると負担しきれないことから移転拒否が相次ぎ、荒涼とした景色が荒みきったダム行政の現実を象徴しています。

意味の無いダムのために膨大な税金を使い、私たち日本人(人類)の永遠の財産である環境を破壊し、地域社会をズスタに切り刻む行為には「美しい日本」を求める姿は微塵もありません。

原告の意見陳述は殿岡哲雄さん。ご期待ください。

裁判後、裁判説明集会を開きます。

第2回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会・総会

11月11日(土)午後1時30分～4時30分 場所：土浦市「霞ヶ浦文化体育館・視聴覚室」
同時上映：試験湛水によりダム岸の山が崩落し膨大な被害を出した「パイオントダム」

お陰さまでハッ場ダムをストップさせる茨城の会は、2 回目の総会を迎えることとなりました。会員数は 150 人を数え、裁判ごとに傍聴席はいつも満員の熱気で包まれ、今日まで裁判を原告ペースで進めていくことができました。来期はいよいよ証人を呼び、私たちの主張の立証に入ります。裁判の山場を迎えるわけです。会員相互の結束と増強が求められます。その意味でも今回の総会は大切なものです。ご多用のことと思いますが是非ご出席ください。

総会の詳細は次号でお知らせいたします。

第2回利根川流域市民委員会「利根川バスツアー」

日時：11月4日(土)～5日(日)

既にお知らせしてありますように、国土交通省は「利根川水系河川整備計画」の策定に入りました。しかしこの計画策定には流域住民の声を反映させることが決められています。そこで私たちは利根川流域で活動される市民団体と手を携えて「利根川流域市民委員会」を発足させました。活動するにあたり、何よりも利根川を知ることだ。ということでバスツアーを企画しました。今回は第2回目となり、利根川の下流域と霞ヶ浦を訪ねます。視察ポイントは利根川河口堰、鹿島工業水道、霞ヶ浦開発、霞ヶ浦導水事業、アサザ基金の活動など、茨城県の「水問題の現場」そのものです。この機会に是非、ご自身の目でお確かめください。

詳細、お申込みは別紙にあります。

[e-mail でも配信可能な方は garyoan@tiara.ocn.ne.jp](mailto:garyoan@tiara.ocn.ne.jp) へご連絡ください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5
電話/FAX：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010 郵便振替 00160-8-556816
裏面の「1都5県 FAX ニュース」もご覧ください